

平成19年第1回

上里町議会定例会会議録

第5号

3月20日(火)

平成19年第1回上里町議会定例会会議録第5号

平成19年3月20日（火曜日）

本日の会議に付した事件

日程第40 請願について

請願第5号 都市計画道路「三田中通り線」の整備についての件

日程第46 議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

日程第47 議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

日程第48 意見書第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）

日程第49 意見書第5号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書（案）

日程第50 意見書第6号 利根川水系河川整備計画策定に関する意見書（案）

日程第51 決議第2号 上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議
（案）

出席議員（13人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
7番	関本学太郎君	8番	高橋仁君
9番	伊藤裕君	10番	根岸晃君
11番	桜井彪君	13番	桜井正君
14番	小暮敏美君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局長 矢沼秀夫 次 長 木村隆之

開 議

午前9時3分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程の追加について

議長（小暮敏美君） お諮りいたします。

ただいま関本学太郎議員ほか5名から議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）、議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則（案）、中島美晴議員ほか3名から意見書第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）、意見書第5号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書（案）、新井實議員ほか5名から意見書第6号 利根川水系河川整備計画策定に関する意見書（案）、新井實議員ほか2名から決議第2号 上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議（案）、以上議員提出議案2件、意見書案3件、決議案1件の合計6件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議員提出議案2件、意見書案3件、決議案1件、合計6件を日程に追加することに決定いたしました。

日程第40 請願について

請願第5号 都市計画道路「三田中通り線」の整備についての件

議長（小暮敏美君） 日程第40、請願についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました、請願第5号 都市計画道路「三田中通り線」の整備についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長新井實議員。

〔総務経済常任委員長 新井 實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實君） 6番新井實、総務経済常任委員長。請願審査結果

報告を行います。本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。請願第5号。平成19年3月6日、付託、件名、都市計画道路「三田中通り線」の整備について。審査結果、採択であります。

総務経済常任委員会では、今期定例会で当委員会に付託となりました請願第5号 都市計画道路「三田中通り線」の整備についての請願の審査経過及び結果を報告いたします。

審査は、休会中の3月15日午後1時30分から委員会を開催し、議長の出席のもと審査を行いました。審査には、まち整備課の職員も同席し、都市計画道路「三田中通り線」の用地先行買収の状況等について説明を受けました。その後、現地に赴き、「三田中通り線」の現状等を視察しました。「三田中通り線」は請願理由にあるように、交通量も多く、舗装の傷みもあり、電柱が道路の内側にあるなど、交通安全対策上からも早期に整備する必要があると考え、全会一致で採択すべきと決定したところであります。

以上で当委員会に付託となった請願の審査経過及び結果報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（小暮敏美君） 以上で、総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第5号 都市計画道路「三田中通り線」の整備についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決定しました。

日程第46 議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)
議長(小暮敏美君) 日程第46、議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部
を改正する条例(案)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 関本学太郎議員。

〔7番 関本学太郎君発言〕

7番(関本学太郎君) ご提案申し上げました議員提出議案第2号 上里町議会委員会
条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

この改正案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布
され、11月24日から議会関係部分が施行されたことに伴い、本案を提出するものであ
ります。

改正の概要について申し上げますと、第7条第1項にただし書きを加える規定は、常任
委員、議会運営委員及び特別委員の選任関係でありまして、改正前は、「委員の選任は議長
が本会議に諮って指名すること」となっておりましたが、「閉会中は議長が指名できる」旨
の規定を新たに設けたものであります。同じく第7条第2項にただし書きを加える規定は、
常任委員の所属変更について、「閉会中は議長が委員の所属変更ができる」旨の規定を新た
に設けたものであります。

次に、第12条第2項にただし書きを加える規定は、議会運営委員、特別委員の辞任関
係で、委員が辞任しようとするときは、議会の許可が必要でありましたが、閉会中は議長
が許可できる旨の規定を新たに設けたものです。

以上が改正の概要でございます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、
提案理由の説明といたします。

議長(小暮敏美君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(小暮敏美君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(小暮敏美君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(小暮敏美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47 議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

議長(小暮敏美君) 日程第47、議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則(案)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番関本学太郎議員。

〔7番 関本学太郎君発言〕

7番(関本学太郎君) ご提案申し上げました議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布され、11月24日から議会関係部分が施行されたことに伴い本案を提出するものであります。改正の概要につきまして申し上げますと、第14条に第3項を加える規定は、委員会の議案提出にかかわる手続規定を新たに設けたものです。委員会が議案を提出する場合は、委員会の代表者である委員長が提出者となり、案を備え、理由をつけ、議長に提出するというものであります。

次に、第73条第2項の改正規定は地方自治法第109条の2第3項の前に1項加わった関係で、同項が第4項となることに伴い、整備するものであります。

以上が改正の概要でございます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(小暮敏美君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長(小暮敏美君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第48 意見書第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）

議長（小暮敏美君） 日程第48、意見書第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 議席番号4番中島美晴でございます。ご提案申し上げました意見書第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）についてご説明をさせていただきます。

日本人のがんは1981年以降、死亡原因の第1位を占め、がんによる年間死亡者は3割に達し、今後も罹患率・死亡率の上昇が懸念されております。国民の健康にとって大きな脅威となる中、昨年6月、がん対策基本法が制定されたことは日本を対がん戦略先進国にしていく第一歩となるものと確信しております。患者がどこに住んでいても適切な治療が受けられることを基本理念としたがん対策基本法が4月から施行されますが、同法には、また施行を踏まえ、基本的施策を具体的・計画的に推進するため、国にがん対策推進基本計画の策定を義務づける一方、都道府県に対してもがん対策推進計画の策定が義務づけられております。

こうした中で意見書（案）でお示しさせていただきましたが、今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、我が国で遅れている緩和ケアの実施や、放射線治療の充実、またその体制整備が国と地方、ともに極めて重要になってまいります。さらに今後は全国のがん診療連携拠点病院の整備が重要になってまいります。そこでがんと診断されたと

きにほかの専門家の意見を聞くことができるよう、セカンドオピニオンの充実を図るなども考えられます。

こうした点を踏まえ、今議会に意見書を作成、地方自治法第99条の規定に基づき提出させていただきました。慎重にご審議していただきまして、ぜひともご賛同いただき、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第49 意見書第5号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書(案)

議長（小暮敏美君） 日程第49、意見書第5号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番中島美晴議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 議席番号4番中島美晴でございます。ご提案申し上げました意見書第5号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書（案）について提案理由の説明をさせていただきます。

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関等におきましても、より

適切な個人情報の保護を図ることが緊急課題となっております。特に2005年4月から個人情報保護に関する法律が全面施行され、プライバシー保護の意識が高まる中で、戸籍の公開制度を悪用して、他人の戸籍を勝手にとって、養子縁組するなどの事件等、戸籍謄・抄本を不正取得・不正利用する事件が多発しており、戸籍法に対する国民の不安や不満が高まっております。そうした現状を背景に戸籍法の見直しを検討してきた法制審議会の戸籍法部会は昨年12月、戸籍法改正の要綱案をまとめました。これまでの原則公開から原則非公開へ変えるものであり、戸籍謄・抄本の公布請求手続を厳格化し、不正請求・不正利用に対する罰則を強化する戸籍法改正の要綱が決定されました。戸籍は個人の身分事項、家族関係などの情報が満載されているにもかかわらず、公証のために原則公開とこれまでされてきました。しかし、不正請求・不正利用を防止し、プライバシーを保護する観点から、早急に戸籍の公開制度を見直すとともに、不正請求・不正利用に対する……。重複してしまって大変申しわけございません。今から同じでございます。

よって、今議会に地方自治法第99条の規定に基づきまして、意見書を策定、提出させていただきます。慎重ご審議いただきまして、ぜひともご賛同いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第5号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第50 意見書第6号 利根川水系河川整備計画策定に関する意見書（案）

議長（小暮敏美君） 日程第50、意見書第6号 利根川水系河川整備計画策定に関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 意見書第6号 利根川水系河川整備計画策定に関する意見書（案）の提出者であります6番新井實でございます。それでは、本意見書の提案理由の説明をいたします。

利根川水系河川整備計画における下久保ダムの利水と治水の容量振りかえ計画で、地域の農業用水に与える影響などについては、3月13日の全員協議会で産業振興課長が説明したとおりであります。この計画により、埼玉北部土地改良区連合に属する3市3町（藤岡市・本庄市・深谷市・上里町・神川町・美里町）に及ぶ受益面積4,019ヘクタールへの農業用水の利水に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、現在の利水容量を確保することを内閣総理大臣や国土交通大臣に意見書として要望するため、本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨をご理解いただき、ぜひともご議決いただきたくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第6号 利根川水系河川整備計画策定に関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 1 決議第 2 号 上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議（案）

議長（小暮敏美君） 日程第 5 1、決議第 2 号 上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6 番新井實議員。

〔 6 番 新井 實君発言 〕

6 番（新井 實君） 決議第 2 号 上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議（案）の提出者であります 6 番新井實でございます。それでは、本決議案の提案理由の説明をいたします。

上里サービスエリア周辺地区整備事業は、上里町にとって大変重要な事業であるとともに、長年の懸案事項でもあります。当事業は、現在、農業振興地域除外や農地転用許可で、この決議案のあるように、事業主体や施設内容等で膠着状態となっております。議会としては、この膠着状態を解消し、早期に事業が推進されることを願い、町に対して早急に県との調整を行い、遅滞なく対応していただく事を要請するため、本決議案を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本決議案の趣旨をご理解いただき、ぜひともご議決いただきたくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより決議第 2 号 上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（小暮敏美君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（小暮敏美君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成19年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

午前9時32分閉会